

釣月寺「永代供養塔」使用規約

第一条 名称について

釣月寺永代供養塔（以下、供養塔という）と称す。

第二条 管理および運営について

宗教法人釣月寺（以下、当寺という）がこれにあたる。

第三条 申込者について

永代供養塔使用の申込者は、次の条件を原則とする。

- (1) 墓を維持管理する後継者がいない方。
- (2) 後継者はいるが、遠くに居住している等の理由のため、墓の維持管理ができない方。

第四条 申し込みについて

- (1) 当寺住職が承認し、当寺と仏縁を結ぶ方を原則とする。
- (2) 当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名・捺印の上、申し込みを行う。
- (3) 生前申し込みの場合は、その旨を付記する。
- (4) 申し込み者（以下、施主という）は、供養塔の利用に際し、当規約を遵守しなければならない。
- (5) 申し込みは随時受け付ける。

第五条 納骨について

- (1) 火葬した人骨のみとする。但し、土葬された遺骨を改葬して納骨する場合はこの限りではない。
- (2) 納骨は、供養塔への合祀とする。
- (3) 納骨した遺骨は事情の如何を問わず返還しない。

第六条 法要について

- (1) 納骨時に納骨法要を行う。
- (2) 納骨および供養塔に関する法要および儀式は、当寺の作法および経典にて、当寺が行う。
- (3) 納骨された霊位は、納骨以降、毎年8月15日の盂蘭盆会にて永代供養を行う。
- (4) 個別の年忌法要や回向は、施主と当寺との間で別途取り決める。

第七条 永代供養料および諸費用について

- (1) 永代供養料および諸費用（以下、供養料という）は、当寺と施主の間で相談の上、決定する。
- (2) 一旦納入された供養料は、理由の如何を問わず返還しない。

第八条 その他

- (1) 本規約は、必要に応じて随時変更されるものとする。
- (2) 規約の定めなきものについては、墓地埋葬法および納骨に関する法律、同施行規則、同取扱手続きに準ずる。

以上

平成29年10月9日
宗教法人 釣月寺